

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 R6 - ⑳ ）

施策名	目標 5－1 基盤的施策の実施・国際的取組										担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター		
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。										政策評価実施予定時期	令和 7年 8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、生物多様性の主流化に向けた取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。										政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） 生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成	
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1 生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	90%	R4年度	90%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合を90%にすることを目標と設定しているため。 ※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。		
					-	90%	88%	-	-	-	-			
2 生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合	56.3%	R4年度	60%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合を60%にすることを目標と設定しているため。 ※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。		
					-	56.3%	61.8%	-	-	-	-			
3 衛星植生図の整備ブロック割合（全国5ブロック）	国土の0%	R6年度	100%	R11年度	-	-	-	-	20%	40%	60%	自然環境の基盤情報である植生図について、最新情報を必要とする企業等のニーズや自然共生サイト等のネイチャーポジティブ活動に対応するため、速報性を重視した衛星植生図をR7年度から5年間で着実に全国整備することが必要であるため。		
					-	-	-	-	-	-	-			
4 生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合	10%	R4年度	30%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、生物多様性地域戦略の策定の推進を掲げており、2030年度までに策定市区町村の割合を30%にすることを目標と設定しているため。		
					9%	10%	10%	-	-	-	-			
5 生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の数又は割合	74%	R元年度	80%	令和7年度	-	-	-	-	80%	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030における行動目標において、企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく情報開示を促すことを掲げており、生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の割合を80%にすることを目標としているため。 ※実績値は、経団連等の経済団体によるアンケート調査結果によるため、毎年度実績値を確認することはできない。		
					-	-	-	-	-	-	-			
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠										達成
6 生物多様性保全に係る国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進		-	生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）の地球規模評価報告書に示されたとおり、生物多様性の損失に対処するには経済システムや貿易といった国際的に協調・連携した取組の推進が不可欠であり、こうした観点から新たな世界目標である昆明・モンリオール生物多様性枠組の進捗を測る指標などの仕組みについて議論されているため。										
7 生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施	定期的な点検・評価の実施を通じた、生物多様性国家戦略の着実な実施及び改善		-	生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」において、世界全体で用いることとしている「ヘッドライン指標」等の指標が設定されたことや、COP17及びCOP19における「グローバルレビュー」が実施されることなどから、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まっており、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に点検・評価を実施する必要があるため。										

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		
(1)	生物多様性保 全等のための 基盤的事業費	1,2,4,6,7	004875	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－
(2)	生物多様性保 全等のための モニタリング 等事業費 （昭和48年度）	3,6	004870	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－
(3)	ネイチャーポ ジティブ（NP） の実現に向け た生物多様性 保全等のため の国際協力・ ルール先導推 進費 （平成19年度）	5,6,7	004877	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－
(4)	国際分担金等 経費 （昭和54年度） （関連：28-②、 28-③）	6	004869	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－

	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	（各行政機関共通区分）													
			（判断根拠）													
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等														
			次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】												
	【測定指標】															
学識経験を有する者の 知見の活用								SDGs目標との関係	【主な目標】							
									【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																